

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会報告書
「意匠制度の在り方について」概要

第1 意匠権の強化

・ 権利期間の延長

- (1) 魅力あるデザインは、長期間にわたり付加価値の源泉となる場合があるため、設定登録の日から 15 年とされている意匠権の存続期間について、より長い期間の保護が必要。
- (2) このため、意匠権の存続期間について、現行の「登録日から 15 年」を「登録日から 20 年」に延長することが適切。登録料の設定については、権利期間の延長による費用負担が過重なものとならない合理的なものとするのが適切。(意匠権の存続満了年(15年目)の現存率は約 16%、特許権の 15 年目の現存率は約 4%)

・ 刑事罰の強化

- (1) 意匠権侵害に対する抑止効果を高めるため、意匠権侵害罪に係る刑事罰を厳格化することが必要。
- (2) このため、意匠権侵害罪に係る刑事罰を「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げることが適切。また、懲役刑と罰金刑の併科を設け、意匠権侵害罪の法人重課について、3億円以下の罰金に引き上げることが適切。

第2 意匠権の効力範囲の拡大

・ 権利侵害行為への「輸出」の追加

- (1) 模倣品・海賊版が世界各国に拡散していることにかんがみ、我が国としても、各国が模倣品・海賊版の輸出及び通過を規制すること等を内容とする「模倣品・海賊版拡散防止条約」の実現を目指している。
- (2) 意匠法においては、「輸出」は侵害行為として規定されていないため、意匠権を侵害する模倣品が輸出される段階で発見されても差止め等を行うことができない。また、模倣品が輸出国から日本において積み替えられ、第三国へ輸出される新たな手口が発生しており、模倣品の通過を取り締まることの必要性が指摘されている。

- (3) このため、意匠権者の製造や譲渡等を独占的に行う経済的利益を適切に保護するためには、「輸出」を侵害行為に追加することが必要。また、国内における侵害行為を抑止し、水際において侵害物品の取締りを実効的に行う観点からも、「輸出」を侵害行為に追加することが必要。あわせて、輸出の前段階である侵害物品の「輸出を目的とした所持」を「侵害とみなす行為」として追加する。また、通過のうち、我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物を通関することなく我が国を積み出し国として外国に送り出す行為は「輸出」に該当する侵害行為と考えられる。

．権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加

- (1) 近年、偽ブランド品などの模倣品による侵害行為が組織化・巧妙化しており、市場における取引の最終局面である個々の譲渡等の場面のみを意匠権侵害行為として押さえるだけでは、模倣品の取締りにおいて十分な効果が発揮できない状況となっている。
- (2) このため、意匠権による保護の実効性を担保するためには、市場において広く譲渡される前段階である所持行為に対し意匠権の効力を及ぼす必要があり、譲渡等を目的とした所持を侵害行為として追加することが適切。

．意匠の類似の範囲の明確化

- (1) 意匠の類似概念は、意匠制度の根幹をなす意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を規定するものであるが、審査や侵害訴訟での意匠の類似の判断の際に狭く解釈される場合があり、保護される範囲が十分ではないとの指摘がある。また、その類否判断の手法や基準が必ずしも明確ではなく、意匠権の活用につながっていないとの指摘がある。
- (2) 意匠の類否判断は、既存の公知意匠の参酌、意匠の要部の認定、意匠の全体観察等の複数の観点をまとめた総合的な判断であり、また、物品の形状に関する美感の評価であることから、客観的な分析や定量化が難しい側面があるが、判断主体の視点を明確にすることにより、簡潔で明瞭な説明が可能となると考えられる。また、意匠の類似概念は、意匠制度の根幹をなす意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を規定するものであることから、統一性をもって判断されることが望ましいと考えられる。
- (3) このため、意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを明確にする。また、審査基準の見直しを行い、新規性及び先後願に関する類否判断については、取引

者、需要者による視点を踏まえた出願意匠の特徴点を拒絶理由通知に記載する等審査判断の明確化を行う。

．税関における部品の取り外し

- (1) 輸入者が通関前に侵害疑義物品から部品等を取り外し、非侵害物品として通関した後市場に流通している修理部品等を用いて復元し、侵害物品として販売する脱法的行為が可能となっている。
- (2) しかしながら、このような行為に対しては、現行法下でも意匠権者は、自己の意匠権を侵害するおそれがあるとして侵害の予防を請求することができること、また、当該行為を侵害とした場合、国内における未完成物品の製造や譲渡も要件を満たせば侵害行為となることから慎重な検討が必要であり、これらの行為を規制する必要性が生じた場合に、改めて、検討を行うことが適切。

．意匠権の物品間の転用までの拡張

- (1) 強力な顧客吸引力や差別性を有する製品の形態を他の物品の形態として取り入れて模倣する事例があるとの指摘がされている。
- (2) しかしながら、デザインの転用行為を保護対象とすることは、意匠の創作という知的創作活動の保護を超え、そのデザインの信用や評価を保護することとなり、意匠法の制度趣旨と整合しない。また、登録意匠として特定された物品とは異なる物品分野からの不測の権利行使を受ける可能性も否定できないことから、慎重な検討が必要。

第3 意匠権の保護対象の拡大

．画面デザインへの保護対象の拡大

- (1) 近年の情報技術の進展に伴い、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品に代わる画面デザインの重要性が増大しているが、現行の意匠法における画面デザインの保護は限定的であり、適切に保護されていない。
- (2) こうしたことから、我が国における画面デザインの保護に当たっては、ソフトウェアの特殊性も考慮しながら、有体物としての物品を前提として物品と

意匠との一体性という従来の考え方に沿って、機器等の物品の一部を構成する場合に、物品の用途及び機能を実現するために必要な画面デザインを保護の対象とすることが適切。

- (3) このため、現行意匠法で保護されている物品の成立性に照らして不可欠な画面デザイン（機器の初期画面）に加え、物品の用途及び機能を実現するために表示される画面デザインを物品の部分（部分意匠）として保護することが適切。また、物品自体の表示部に表示される画面デザインだけでなく、物品と接続された外部の汎用途の表示機器等に表示される画面デザインも保護対象とすることが適切。ただし、パソコンにインストールされたアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面等の保護には慎重な検討が必要。

第4 意匠制度の枠組みの在り方

．無審査登録制度の導入によるダブルトラック化

- (1) 販売開始後の早い段階で模倣品が発生する商品等を扱う分野においては、現在の審査登録制度より早い期間で権利化できる制度の検討が必要。
- (2) しかしながら、現在は、迅速・簡便な保護制度の導入よりも、安定した権利関係の構築が重視される環境にあり、無審査登録制度については、直ちに導入する環境にはないため、現在の審査登録制度を維持しつつ、今後、意匠データベースの整備といった意匠制度活用等の環境が整備され、審査運用での対応を超える早期保護への強い要請が生じた場合、改めて無審査登録制度導入の是非を検討する。

第5 意匠登録手続の見直し・利便性の向上

．関連意匠制度の見直し

- (1) 現行制度下では、先に出願された意匠と類似する意匠が後日同一出願人より出願された場合は関連意匠とは認められないが、これでは、市場に投入した後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発する等の企業の商品開発戦略における柔軟な出願方法に対応できない。
- (2) このため、現行制度で同日に出願された場合のみ登録が認められている関連意匠について、本意匠の公報発行までの間に同一出願人により出願された場合、登録を受けることができるように時期的制限を緩和する。

．部品及び部分意匠の保護の在り方の見直し

- (1) デザイン開発においては、先に製品全体の外観デザインが完成し、その後個々の部品の詳細のデザインが決定されていく開発実態があるが、現行法では、先願意匠の一部と同一又は類似の同一出願人による後願の意匠は意匠登録を受けることができないものとなっており、保護が不十分。
- (2) このため、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠について、先願意匠の公報発行までの間に同一出願人により出願された場合、登録を受けることができるように時期的制限を緩和する。

．秘密意匠制度の手続見直し

- (1) 意匠の審査に要する期間は年々短期化しているため、出願時の想定よりも審査が早く終了し、そのまま意匠公報が発行されると、商品の広告・販売戦略上支障が出る場合がある。
- (2) このため、出願意匠の秘密を請求できる時期を、出願時に加えて、意匠登録の第 1 年分の登録料の納付時も可能とする。

．新規性喪失の例外の適用規定の手続見直し

- (1) 新規性の喪失の例外規定の適用を受けるためには、出願から 14 日以内に適用の要件を満たす事実を証明する書面を提出することが求められているが、準備期間が十分ではないとの指摘がある。
- (2) このため、適用の要件を満たす事実を証明する書面の提出期限を、出願から 30 日以内に延長する。